

## 令和4年度 事業報告

### 1 令和4年度 第11回総会の開催

本会の令和4年度 第11回総会は、国内外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応のため、昨年度に引き続き、議案をホームページに掲載し、会員からご意見を受け付けるとともに賛否を問う方法で実施いたしました。議案は、令和4年6月3日（金）まで掲載しましたが、会員からは特段のご意見や議案に対する反対の表明はございませんでしたので、すべての議案は役員会提案どおり承認されました。第11回総会の議案は次のとおりです。

#### 【第11回総会議案】

第1号議案 令和3年度 事業報告案

第2号議案 令和3年度 決算報告案

第3号議案 令和3年度 監査報告案

第4号議案 令和4年度・令和5年度 役員選出案

第5号議案 令和4年度 事業計画案

第6号議案 令和4年度 予算案

報告事項1 令和4年度 新入会員について

報告事項2 本会役員为学校法人京都成安学園 特別顧問就任（重任）について

### 2 聚英会会報 第11号の発行

本会の会報「聚英会会報」第11号を、他の団体の会報とともに、京都成安学園 学園報『SEIAN』（Vol.10）に合冊して発行いたしました。

会報では、学園創立100周年記念事業関連企画「聚英会展」と会員が開催された展覧会の報告を掲載しました。令和4年度 第11回総会報告と本会独自財源の保有に向けた寄付金募集のお礼とお願いは別刷版でお届けいたしました。

なお、総会議案の詳細につきましては、本会ホームページに掲載しています。

### 3 会員親睦行事

令和4年度の会員親睦行事は、新型コロナウイルス感染症の収束の見とおしが立たないことから、開催を中止いたしました。

## 令和4年度 決算報告

別紙1「令和4年度 決算書」のとおり。

## 令和4年度 監査報告

別紙2「令和4年度 監査報告書」のとおり。

# 京都成安学園役員・教職員同窓会聚英会会則改正案

## 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、学校法人京都成安学園（以下、「学校法人」という。）<b>並びに</b>その前身の学校法人京都成安女子学園（以下、総称して「学園」という。）を退任・退職した役員<b>並びに</b>教職員の同窓会として、会員相互の親睦と交流を深めること、学校法人と連携してその維持発展のための支援を行うことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、学校法人京都成安学園（以下、「学校法人」という。）<u>ならびに</u>その前身の学校法人京都成安女子学園（以下、総称して「学園」という。）を退任・退職した役員<u>ならびに</u>教職員の同窓会として、会員相互の親睦と交流を深めること、学校法人と連携してその維持発展のための支援を行うことを目的とする。</p>
<p>(活動及び運営の原則)</p> <p>第3条 本会は、学校法人とは独立した組織とし、会員の愛校心に基づいて活動及び運営することを原則とする。</p> <p>2 本会<b>並びに</b>会員は、第2条に掲げる目的を達成するために活動及び運営するものであり、学校法人との間に、一切の人的及び経済的な利害関係を有しない。</p>	<p>(活動及び運営の原則)</p> <p>第3条 本会は、学校法人とは独立した組織とし、会員の愛校心に基づいて活動及び運営することを原則とする。</p> <p>2 本会<u>ならびに</u>会員は、第2条に掲げる目的を達成するために活動及び運営するものであり、学校法人との間に、一切の人的及び経済的な利害関係を有しない。</p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 学園の理事、監事で任期満了<b>若しくは</b>任期途中で退任した者</p> <p>(2) 定年<b>若しくは</b>途中で退職した専任の<b>教育職員並びに事務職員</b>で学園に10年以上在籍した者</p> <p>(3) <b>任期制特別任用教員職員（特別任用教員を含む）、常勤講師若しくは</b>嘱託職員であった者で学園に3年以上在籍した者</p> <p>(4) 非常勤講師<b>若しくは</b>臨時職員であった者で会員から推薦のあった者</p> <p>2 前項第1号から第3号に該当する者は会員資格を有して退職した時点で、第4号に該当する者は会員からの推薦があり、所定の手続きを経て会長の承認が得られた時点で、それぞれ会員となる。</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 学園の理事、監事で任期満了<u>もしくは</u>任期途中で退任した者</p> <p>(2) 定年<u>もしくは</u>途中で退職した専任の<b>教員ならびに職員</b>で学園に10年以上在籍した者</p> <p>(3) <u>特別任用教員、常勤講師、もしくは</u>嘱託職員であった者で学園に3年以上在籍した者</p> <p>(4) 非常勤講師<u>もしくは</u>臨時職員であった者で会員から推薦のあった者</p> <p>2 前項第1号から第3号に該当する者は会員資格を有して退職した時点で、第4号に該当する者は会員からの推薦があり、所定の手続きを経て会長の承認が得られた時点で、それぞれ会員となる。</p>
<p>(退会)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、退会するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 会員本人から退会の申し出があったとき</p>	<p>(退会)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、退会するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 会員本人から退会の申し出があったとき</p>

2 本会並びに学園若しくは学園の設置する学校の名譽を著しく毀損したと認められるときは、役員会の決議により除名若しくは退会させることができる。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 4名から15名
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、役員会において役員候補者を会員の中から推薦し、総会において選出する。ただし、現に他の学校法人の役員若しくは専任の教職員として勤務している者は、その期間、会長並びに副会長には選出できないものとする。

2 役員のうち幹事については、原則として、成安造形大学、成安造形短期大学、京都成安高等学校・京都成安中学校、成安幼稚園に在籍した会員の中から各1名を含んで推薦し、選出するものとする。

(名誉会長・名誉顧問)

第11条 本会に、名誉会長並びに名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会並びに学園のために特に功労のあった者について、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長並びに名誉顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申し、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の任務)

第16条 役員会は、次の事項について審議及び協議し、本会の運営に当たる。

- (1) 活動及び運営計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則、施行細則、その他規程の制定及び改廃に関する事項

2 本会ならびに学園もしくは学園の設置する学校の名譽を著しく毀損したと認められるときは、役員会の決議により除名もしくは退会させることができる。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 4名から12名
- (4) 庶務会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、役員会において役員候補者を会員の中から推薦し、総会において選出する。ただし、現に他の学校法人の役員もしくは専任の教職員として勤務している者は、その期間、会長ならびに副会長には選出できないものとする。

2 役員のうち幹事については、原則として、成安造形大学、成安造形短期大学、京都成安高等学校・京都成安中学校、成安幼稚園に在籍した会員の中から各1名を含んで推薦し、選出するものとする。

(名誉会長・名誉顧問)

第11条 本会に、名誉会長ならびに名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会ならびに学園のために特に功労のあった者について、役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長ならびに名誉顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申し、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の任務)

第16条 役員会は、次の事項について審議及び協議し、本会の運営に当たる。

- (1) 活動及び運営計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則、施行細則、その他規程の制定及び改廃に関する事項

<p>(5) 名誉会長<b>並びに</b>名誉顧問の推薦に関する事項</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p> <p>(慶弔<b>等</b>に関する取り扱い)</p> <p>第18条の2 本会会員の慶弔<b>等</b>に関する取り扱いについては、<b>別表に定める。</b></p> <p>(事務局)</p> <p>第19条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 本会の事務局は、<b>役員、学校法人の法人本部及び成安造形大学総務課が協力して</b>これに当たる。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>この会則は、令和5年5月28日から改正施行する。</b></p>	<p>(5) 名誉会長<b>ならびに</b>名誉顧問の推薦に関する事項</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p> <p>(慶弔に関する取り扱い)</p> <p>第18条の2 本会会員<b>等</b>の慶弔に関する取り扱いについては、<b>会長がこれを決定する。</b></p> <p>(事務局)</p> <p>第19条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 本会の事務局は、<b>成安造形大学総務部</b>がこれに当たる。</p>
--	--

**別表（第18条の2関係）**

**慶事の祝い金等**

種類	対象者	表意方法	表意者
叙勲・褒章	会員本人	祝電、祝い金 10,000 円	会長
その他の受賞	会員本人	祝電	会長

注1 叙勲とは、菊花章、旭日章、宝冠章、瑞宝章及び文化勲章の受章をいう。

注2 褒章とは、紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章の受章をいう。

注3 その他の受賞とは、国務大臣、都道府県知事等からなされた賞の表彰のことをいい、表意の可否については会長がこれを決定する。

**弔事の弔慰金等**

対象者	表意方法	表意者
会員本人	香典 10,000 円、弔電	会長

注1 表意者が必要と認めた場合には、弔電を弔辞に代えることができる。

**展覧会等の祝花・贈花**

種類	対象者	上限額	表意者
展覧会、発表会の開催、書籍の出版等	会員本人	10,000 円	会長

注1 会員本人からの申し出による。

## 役員選出

敬称略

役職名	氏名（在籍学校名等）
会長	花山 智久（短期大学）
副会長	草木 輝子（幼稚園）
	辻 喜代治（短期大学・大学）
	溝辺 行雄（高等学校）
幹事	西川 卓哉（事務局）
	星野高志郎（短期大学）
	人長 信昭（大学）
	宮本 裕（高等学校）
	柏原 知博（中学校・高等学校）
	藤野 一郎（事務局）
	寺下 美子（事務局）
	西久松吉雄（大学）
	小林 佳代（高等学校）
	撫養とし子（事務局）
	<b>村岡 幸信（短期大学）【追加選出】</b>
	<b>佐々木康之（高等学校）【追加選出】</b>
庶務会計	小林奈緒子（事務）
	田辺 季子（事務）
監事	三浦 常治（事務）
	蓑輪 淳子（事務）
名誉顧問	瀬尾 雅也（短大・幼稚園）
	南元 昭治（中学・高校）
	植田 耕治（中学・高校）
	有馬 忠広（短大）
名誉会長	（空席）

### 【役員任期】

本来の任期は2年間ですが、この度の追加選出の役員に関しては、特例措置として他の役員の任期と合わせるため、令和6年度の総会日までとします

## 令和5年度 事業計画

### 1 令和5年度 第12回 総会の開催

本会の令和5年度 第12回総会は、通常の形式で下記のとおり開催します。

日時 令和5年5月28日（日）

会場 日本私立学校振興・共済事業団 京都宿泊所 白河院

（京都府京都市左京区岡崎法勝寺町16）

### 【第12回総会議案】

第1号議案 令和4年度 事業報告案

第2号議案 令和4年度 決算報告案

第3号議案 令和4年度 監査報告案

第4号議案 京都成安学園役員・教職員同窓会 聚英会 会則改正案

第5号議案 役員選出案

第6号議案 令和5年度 事業計画案

第7号議案 令和5年度 予算案

報告事項1 令和5年度 新入会員について

報告事項2 本会役員の学校法人京都成安学園 特別顧問就任（重任）について

## 2 本会独自財源の保有に向けた寄付金の募集

本会は会費制を採用していないため独自の財源がないことから、引き続いて、寄付金の募集を行います。寄付金は、会報の送付時に会員に対して振込用紙等を封入して、募集することとします。

### 【寄付金募集要項】

- ・寄付金額 1口 1,000円 ※口数指定なし
- ・募集方法 会報第12号とともに寄付金募集依頼文と振込用紙を会員宛に送付

### 【寄付金の使途】

本会会則の規定に従い、本会の運営経費に充当します。

## 3 会員親睦行事

(1)懇親会 第12回総会終了後に食事会を開催します。懇親会のみ参加も可能とします。開催案内は、総会のご案内とともに全会員宛にハガキにてお知らせいたしております。

(2) 会員親睦行事 令和5年秋に会員親睦行事を開催します。開催案内は、会報に同封して全会員にお届けする予定です。

## 4 聚英会会報 第12号の発行について

本会の会報「聚英会会報」第12号を、他の団体の会報とともに、京都成安学園 学園報『SEIAN』（Vol.11）に合冊して発行いたします。

- ・発行日 令和5年9月1日予定
- ・掲載記事 会員の展覧会報告、総会報告、本会への寄付のお願いほか  
※総会報告は、本会ホームページにも掲載いたします。

## 令和5年度 予算

別紙3「令和5年度 予算書」のとおり。

## 報告事項

### 報告事項1 令和5年度 新入会員について

次の方々が、新たに本会の会員となりましたのでご報告いたします。

- ・中村 彰宏氏【大学 専任事務職員・会員資格：令和5年4月1日】令和5年3月31日 定年退職
- ・小嵯 善通氏【大学 専任教育職員・会員資格：令和5年4月1日】令和5年3月31日 定年退職

### 報告事項2 本会役員の学校法人京都成安学園特別顧問就任（重任）について

令和5年4月1日付けで、草木輝子本会副会長が、学校法人京都成安学園特別顧問に就任（重任）いたしました。任期は、令和6年3月31日までの1年間です。